

答申第 876 号

諮問第 1554 号

件名：特定の学校から職員の不祥事に関する報告書わかるもの等の不開示  
(存否応答拒否) 決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 10 月 2 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同月 13 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由

##### ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。報告書が一切なければ、ないと答えればすむことであるが、どちらとも答えられないということは一切ないということではない。職員の職務行為等であると推定できる本件請求では、少なくとも文書を特定して、存否を答えたいと、処分庁の判断を明らかにすることが求められるといえる。

##### イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 請求時、具体的に文書名、内容を特定すれば、今回の審査請求に関した、今回の様な処分が出るということである。

(イ) もししないということで、文書を特定するとなると、文書名は、2016 年以降の不祥事について、ということで、関係する文書が膨大になる可能性があることが予想される。ただこの場合でも、今回請求した、文書が開示されるとは限らない。一部不開示ということである可能性があり得るということはあるといえる。結果は同じでも、かすかでも可能性がある請求をしたいということが、請求者の心情である。

(ウ) ただしこれは無駄なことであるということ処分庁が、思ったとし

ても（仮に何気なく云ったとしても）、請求することは止められない  
ということ処分庁職員からは、云われそうである。

- (エ) 請求しても、もし無駄なこと、という経緯になったのは、制度の問題か、手続上の問題か明らかにしてもらいたいと思っている。問題があるなら早急の改善をしてもらいたい。
- (オ) 今回の件に関する、開示請求は、決めつけた請求でないので、最低でも「ある」「なし」は答えても、さしさわりのないのではと思われる。
- (カ) どちらともいえない。ということこそが、情報公開法、そのものの否定であるといえる。
- (キ) あえて云えば、あるなしを答えることに「個人情報を開示することとなるため」ということから「ある」ことは想定される。
- (ク) このような、苦しい弁明を、処分庁はやめにしてもらいたい。不開示等の説明に苦しむような文書は開示する。という前提、もしくは「公文書は、原則開示」に立った体制、対応を、確立することが求められる。
- (ケ) 開示するという原則に立った、基本に立てば、本件の請求に対しても、拡大解釈といわれるかもしれないが、2016年以降のものが、一部開示、もしくは、黒塗りであっても、全面黒塗りも含む、開示可能であるといえる。また開示することが求められる。
- (コ) 今回記事を探したとのことであるが、請求時何を基にしたのか、即答できない状況である。やはり請求当時、資料を確定して請求すべきだったかもしれない。請求者の心配の中に、あまりにも細かく具体的な確定されたことを記載したら、個人情報等に係ることがらであるから（も含め）、等の理由で、文書不存在、開示できない項に当たる。などで非開示になるかもしれないということから、今回のような請求項目になったということを述べておく。
- (サ) 開示請求事案が、職務中のことなら、文書資料があり公開されたら、別の視点からの、例えば、監査請求等の、対応も考えられることなので、安易に、今回のような処分（あるともないとも）は、問題解決等の妨げになるということを述べておく。

#### ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

今回の審査請求の内容は、高等学校と小学校の職員の不祥事に関する  
ことについて請求したが、何も答えないという形の対応がなされた。

不祥事については、全てのもものが公開されるべきではないかという認識を最近非常に強く思う。たしかに、その不祥事の内容についての軽い重いはあるだろうが、実際に処分庁側の温情があるのではないかと思っ

ている。学校も何も分からない、何も出ないということになると、実際に起きた問題についての公表が一切なされない、悪い言葉で言えば、隠蔽になっているのではないかという感じがしている。実際にどういう思いで不開示にしているか分からなくても、結果的にそういうことになるのではないのかと思っている。

そうしたら、どういうことが起きるかという、例えば自校生に関わるわいせつ等に関しては、言ったり考えたりしてはいけないのかもしれないが、職員の側からすれば、自校生だったら何とかごまかしてもらえるかもしれないという甘い期待を加害者側に持たせることになっているのではないかと、最近、そういうことを思うことがある。なぜなら、毎日1件ではないが、一月に数件ということになってくると、どうしてこうなるのかと、そういう思いが最近強くなった。

被害に遭う人たちは、これからという人たちである。こういう被害に巻き込まれたら、今後その人たちは、10歳だと60年近く、そのトラウマを抱えて生きていかなければならない。そういうことを考えると、ゼロということは難しかったとしても、できるだけそういう目に遭う機会を減らしたい。そうするため、現在のような温情的非公開、仲間内をかばうというようなやり方はやめた方がいいのではないかと。誰も得をしない。かばう側は一生懸命になって理由を付けてかばうし、努力しているわけだが、それが全て無駄になるとは言えないけど、今後問題の起きる可能性を残しているということを考えると、全ての不祥事は、開示すると県教委が言った方が助かるのではないかと思っている。だから、今回のような事案について不開示を何度もするが、それでどうなったのか、よくなるのかということをお願いしたい。言っているが、変わらない。

実際に最近の報道でも、問題職員が明らかになっていなかったために、その後被害を受けたということが愛知県内でも起きている。

結論的に言えば、現在のような本人のどうのこうのということで不開示にされると、今回の件で言えば、何にも分からないので、私がこうやって主張すること自体、何を焦点にして話せばよいのか、今回も悩んだ。人間の世界だから、一切の犯罪行為、一切の不祥事がなくなるということ、ゼロにするということとは言えても、本当にそうなるのかというと、非常に心配になるので、今回の審査請求に関しては、被害者を守るにはどういう対応が一番よいのかというような判断をしてもらいたいと思っている。

本来は、行政文書は開示・公開原則であるので、そういう視点、情報公開請求をする人の知りたい権利を守るということはどういうことなのかということ、隠す努力よりもどこまで出せるかということ優先して条例等の適用・解釈をしてもらえたら、もう少し出るのではないのか、

表題ぐらいいは出せるのではないか、表題が黒塗りでも、その紙全体が黒塗りでも、枠ぐらいい出るといふことだつてあり得るので、そういう解釈に従えば、今のような対応はもう少し進めてもらえるのではないかと思つている。

それから、情報公開は公開原則といふことになつてゐるので、文書は作成された段階で全面的公開になるといふぐらいいの報告書の内容にしてもらうシステムに変化するといふことも今後は県教委としても努力してもらいたい。努力なき場合はすべからず公開してもらえれば、ありがたいと思ふ。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件請求対象文書について

本件開示請求は、別記文書 1 (以下「文書 1」といふ。別記文書 2 も同様とする。) については、「〇〇校」は特定の愛知県立高等学校 (以下「A 高校」といふ。) であると解し、平成 28 年以降の A 高校の職員の不祥事に係る請求と解した。なお、審査請求人は「(2016 年 11 月報道されたものも含む)」と記載しており、県教育委員会で探索したが、県教育委員会で保有している新聞記事からは該当するものを見つけないことができなかった。

文書 2 については、平成 29 年の特定の小学校 (以下「B 小学校」といふ。) の職員の不祥事に係る請求と解した。なお、審査請求人は「(2017 年 7 月 19 日報道含む)」と記載しており、県教育委員会で探索したところ、平成 29 年 7 月 19 日の新聞朝刊に掲載された内容を指しているものと推察される。

よつて、本件請求対象文書は、平成 28 年以降の A 高校の職員による不祥事及び平成 29 年の B 小学校の職員による不祥事に関する報告書その他の内容が分かる文書であつて、県教育委員会が本件開示請求のあつた平成 29 年 10 月 2 日までの間に作成又は取得したものであると解した。

#### (2) 条例第 10 条の該当性について

ア A 高校及び B 小学校において、前記(1)の平成 29 年 7 月 19 日に報道があつた案件も含め、本件開示請求に係る期間に県教育委員会が定める「懲戒処分の公表基準」に基づく公表事案に該当する職員の不祥事はなく、不祥事の発生について公表している事案はない。仮に本件開示請求に該当する不祥事があつたとしても、「懲戒処分の公表基準」に基づき、非公表とされたものである。

よつて、本件開示請求に係る不祥事があつたか否かを明らかにすることは、非公表とされた案件の有無を明らかにすることとなり、本件請求対象文書の存否を答えることは、A 高校又は B 小学校における職員の不

祥事に関する情報を明らかにすることとなる。

イ 本件開示請求は学校名を特定してなされたものであり、A 高校又は B 小学校における職員の不祥事に関する情報は、学校名を明らかにすることによって処分を受けた職員が特定されることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

そして、A 高校又は B 小学校における職員の不祥事に関する情報は、不祥事があったとしても非公表とされた案件に係るものであり、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないため、同号ただし書イには該当しない。仮に、A 高校又は B 小学校における職員の不祥事に関する情報が報道されており、一時的に公衆の知り得る状態に置かれていたとしても、当該情報は、報道機関の独自の取材に基づき報道されたものであって、県教育委員会自らが積極的に公表しているものではないことから、そのことをもって、当該情報が慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当するということはできない。

さらに、A 高校又は B 小学校における職員の不祥事に関する情報は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロには該当せず、仮に処分があった場合の該当職員は公務員であるが、処分を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではない。よって、同号ただし書ハに該当しない。さらに、予算の執行を伴うものでもないため、同号ただし書ニにも該当しない。

したがって、A 高校又は B 小学校における職員の不祥事に関する情報は、条例第 7 条第 2 号の規定により保護すべき個人情報に該当する。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書の存否自体の情報に条例第 7 条第 2 号に規定する不開示情報として保護すべき利益があることから、条例第 10 条の規定により、その存否を明らかにしないで、開示請求を拒否したものである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、平成 28 年以降の A 高校の職員による不祥事に関する報告書その他の当該不祥事の内容が分かる文書及び平成 29 年の B 小学校の職員による不祥事に関する報告書その他の当該不

祥事の内容が分かる文書であって、県教育委員会が本件開示請求のあった同年10月2日までの間に作成又は取得したものであると認められる。

(2) 条例第10条該当性について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。例えば、個人を特定した病歴情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第7条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

また、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、存否応答拒否をした場合は開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになり、存否応答拒否の意味をなさないことになるため、存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要である。

この考え方にに基づき、実施機関が本件請求対象文書の開示請求に対し、条例第10条に該当するとして、存否応答拒否による不開示としたことの適否について以下検討する。

イ 実施機関は、本件請求対象文書の存否自体が条例第7条第2号の規定により保護すべき情報に当たるため、条例第10条に該当すると決定しているため、当該情報の条例第7条第2号該当性について、以下判断する。

条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

なお、特定の個人を識別することができるかどうかの照合の対象となる「他の情報」には、仮に当該個人の同僚、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解される。

その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

ウ 本件開示請求は、学校の職員による不祥事の内容が分かる文書について、具体的に学校名を指定した上でなされたものである。

不祥事を起こした職員が存在する学校名が条例第 7 条第 2 号本文に該当するかどうか検討すると、それは氏名や生年月日のように誰でも特定の個人を直接識別できる情報ではない。しかし、不祥事を起こした職員が存在する学校名を明らかにした場合には、当該職員の同僚や当該学校の生徒であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報から、関係者であれば、不祥事を起こした職員を識別することができるものと認められる。

よって、不祥事を起こした職員が存在する学校名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

エ また、学校の職員による不祥事の内容が分かる文書について学校名を指定した開示請求が繰り返し探索的になされた場合に、仮に当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにすると、不祥事を起こした職員が存在する学校名が分かることになる。

よって、学校名を指定して職員による不祥事の内容が分かる文書について開示請求がなされた場合には、当該文書が存在するか否かを答えるだけで、不祥事を起こした職員が存在する学校名を明らかにすることになり、条例第 7 条第 2 号本文の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものを開示することと同様の結果となることから、同号ただし書イからニまでの情報に該当しない限り、存否応答拒否をせざるを得ないものと考えられる。

オ 前記ウ及びエを踏まえ、本件開示請求について以下検討する。

本件請求対象文書の存否を答えることにより、A 高校及び B 小学校に不祥事を起こした職員が存在するか否かという情報（以下「本件存否情報」という。）が明らかになるが、前記ウ及びエで述べたとおり、本件存否情報は条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

本件存否情報は、仮に不祥事を起こした職員が存在するとしても実施機関の定める「懲戒処分公表基準」に基づき公表しないこととされた案件に係るものであり、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、条例第 7 条第 2 号ただし書イには該当しない。

ところで、文書 2 の開示請求には「2017 年 7 月 19 日報道含む」と記

載されており、当審査会において実施機関から提出された平成 29 年 7 月 19 日付けの新聞記事を見分したところ、警察が B 小学校の職員を逮捕したが、本人は否認している旨が記載されていた。文書 2 の開示請求は B 小学校の職員による不祥事の内容が分かる文書を求めるものであるところ、学校の職員が容疑者として逮捕されたからといって、県教育委員会又は市教育委員会が不祥事として取り扱うかどうかは不明であり、また、不祥事として取り扱うこととなったとしても、被害者のプライバシー等の権利利益を侵害することのないよう、公にしないこととする可能性も考えられる。したがって、職員の逮捕という情報と職員の不祥事という情報とは必ずしも同一の情報ではなく、警察の発表を受けた報道により B 小学校の職員が逮捕されたという情報が公にされたことをもって、B 小学校において不祥事を起こした職員が存在するという情報が慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に当たるとは認められないことから、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。

A 高校及び B 小学校において職員の不祥事があった場合には、たとえ不祥事の内容に当該職員の職務に関係する部分が含まれる場合であっても、不祥事を起こしたことは個人としての評価にも係る私的側面を有する情報であり、当該職員の職務の遂行に係る情報ではないため、本件存否情報は条例第 7 条第 2 号ただし書ハに該当しない。さらに、本件存否情報が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、本件存否情報は、条例第 7 条第 2 号の不開示情報に該当する。

カ 以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、不開示情報を開示することと同様の結果となることから、実施機関が条例第 10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことについての適否に関しては、前記(2)で述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

文書1 2016～以降

〇〇校から職員の不祥事についての報告書わかるもの（2016年11月報道されたものも含む）

文書2 2017年

〇〇市立〇〇小に関する職員の不祥事報告書わかるもの（2017年7月19日報道含む）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 4. 6	諮問 (弁明書の写しを添付)
30. 5. 9	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
30. 6. 26 (第 552 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
30. 7. 25 (第 554 回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
30. 9. 10 (第 556 回審査会)	審議
30. 10. 5	答申